

各介護サービス事業所 代表者 様

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課長

北海道保健福祉部手数料条例の改正について

このことについては、令和元年(2019年)10月から消費税率が引き上げられることに伴い、次のとおり改正され、令和元年(2019年)10月1日から施行予定です。

つきましては、内容について御承知くださいますようお願いいたします。

記

1 改正内容

介護サービス情報調査手数料の額の変更

区分	現行	10月1日以降
居宅系サービス	21,300円	21,500円
施設系サービス	29,300円	29,700円

2 北海道保健福祉部手数料条例(抜粋)

別紙のとおり ※令和元年(2019年)10月1日施行後のもの

3 その他

平成31年(2019年)4月1日から「短期入所療養介護(介護医療院)」、「介護医療院サービス」、「介護予防短期入所療養介護(介護医療院)」が介護サービス情報の公表制度の対象サービスに追加されたことに伴い、今後、改めて手数料条例の改正を行う予定です。

介護運営グループ

担当：主事 坂口

電話：011-231-4111(内線25-666)